住宅の入居者を募集します

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。入居を希望される方は、期日までに建設課建築維持係へ申し込み願います。(申込書は建築維持係にあります。)

申込期日は、4月15日(月)午後5時15分までです。期日厳守です。

なお、申し込みをしてすぐに入居決定とはなりません。募集期間を経て審査を行って から入居の可否が決まりますので、誤解のないようにして下さい。

また、公営住宅の入居者募集は、法律で公募することになっています。したがいまして、前もって入居の予約等はできませんので、ご承知願います。

A. 公営住宅

,,, due, o						
団地名	募集	建設	構造	面積等	法 定 家 賃	
	戸 数	年度		四個分		
泉町団地	1戸	H 5	鉄筋コンクリート造	(2 L D K) 6 7 . 8 7 m ²	1 9,3 0 0円~ 3 7,9 0 0円	
2 号棟	(3階)	пэ	3 階建			
泉町団地	1戸	H 6	鉄筋コンクリート造	(3 L D K) 7 4 . 1 4 m²	2 1,4 0 0 円 ~ 4 1,9 0 0円	
3号棟	(2階)		3 階建			
栄町団地	1戸	H 1 0	鉄筋コンクリート造	(2 D K) 6 0 . 6 7 m²	18,400円~36,100円	
D棟	(1階)		2 階建			
栄町団地	1戸	H 1 2	鉄筋コンクリート造	(2 D K) 6 0 . 2 7 m²	18,600円~36,500円	
E 棟	(1階)		2 階建			

家賃は所得に応じて異なります。

入居者及び同居者の合算所得が、**政令で定められている月額**158,000円 以下であること。

但し、次に該当する方は入居者及び同居者の合算所得が、政令で定められている 月額214,000円以下の場合、入居申込みが可能です。

- . 小学校就学前の子供がいる世帯。
- . 入居者が60歳以上の者で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯。
- . 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1~4級の者がいる世帯。
- . 精神障害者1~3級の者がいる世帯。
- . 上記精神障害の程度に相当する知的障害者がいる世帯。

公営住宅に関する月額所得の算定方法例

・世帯構成:夫、妻、子供2名(中学生・小学生)

・年間所得: 夫 2,000,00円、妻 500,000円(源泉徴収票の給与所得控除後の金額です)

・世帯の年間所得: 2,000,000円+500,000円 = 2,500,000円控除額(妻及び子供2名): 380,000円×3名 = 1,140,000円

控除後の世帯の年間所得:2,500,000円-1,140,000円=1,360,000円

控除後の世帯の月額所得: 1,360,000円÷12ヶ月 = **113,333円** 上記計算により、この世帯の月額所得は113,333円となり、政令で定められている **月額158,000円より低いため入居申込対象となります。**

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧

下表に記載します年間所得額以下の場合、入居申込が可能です。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	
年間所得	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円	

上記所得額を超える場合でも、控除要件等により入居が可能な場合がありますので詳細に つきましては、お問い合わせください。

B . 産業振興住宅

—						
団地名	募集	建設	構造	造	面積等	法 定 家 賃
	戸 数	年 度	一样。 			
産業振興住宅	1戸	H 4	鉄筋コンクリー	ト造	(1LDK)41.78 m ²	31,000円
	(1階)		3 階建			

なお、今回募集している公営住宅以外で、面積が概ね50㎡以下の公営住宅 (若年単身者申込可)については4月1日現在、1件空きがあります。

裏面に各住宅の入居条件及び留意事項を記載しております。

< 入居申込み資格 >

公営住宅、産業振興住宅 共通事項

- 1.町税、上下水道料、保育料等を滞納していない方。 但し、産業振興住宅につきましては、保育料は該当しません。
- 2. 連帯保証人1名がいること。なお、要件については独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する、下記のいずれかに該当される方です。 興部町内に居住する第三者の方。

興部町内若しくはオホーツク管内に居住する申込者の親子、兄弟に あたる方。

オホーツク管内に居住する第三者の方。

公営住宅等、町の公的住宅に入居している方は、認めておりません。

- 3.家賃を支払う能力を有する方。
- 4.現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- 5.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員ではないこと。

公営住宅 該当事項

1.現に同居し、または同居する親族等がある方。

産業振興住宅のみ 該当事項

- 1.有職単身者であり、興部町内の事業所に勤務する方。
- 2.公営住宅法に基づく収入もしくは町長が同等以上の負担能力があると認めた方。

<留意事項>

鑑賞用の小鳥・金魚や盲導犬以外のペット類は飼育できません。

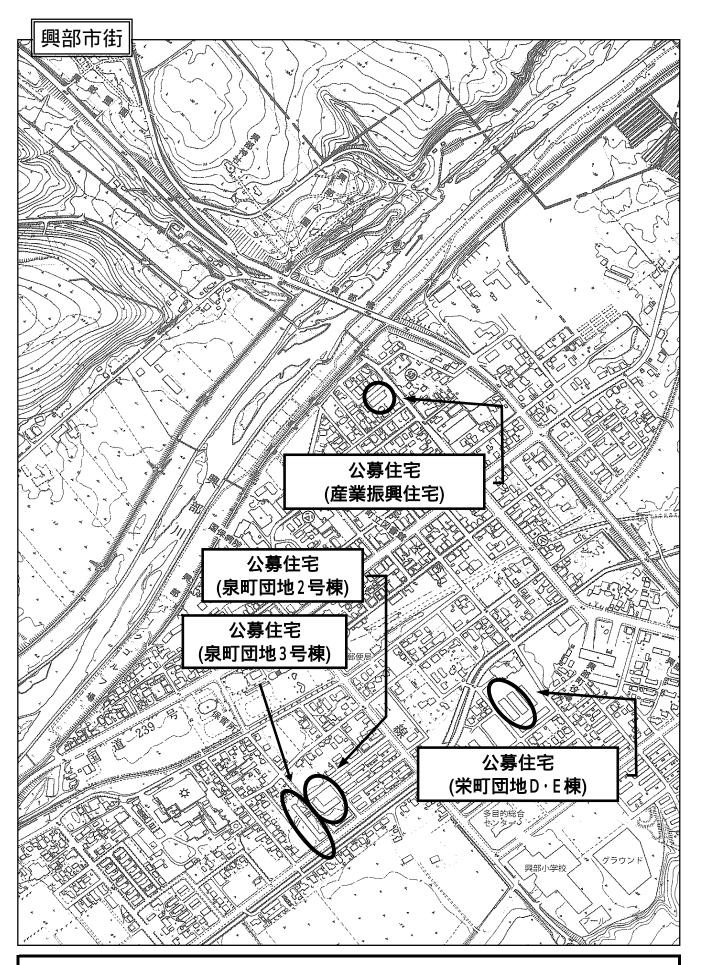
照明器具・暖房器具・ガスコンロ及び網戸の設置は入居者負担です。 産業振興住宅は暖房器具が設置されています。

水道・下水道・電気・電話・ガス・灯油等の手続きは、入居者で行って下さい。 公営住宅及び特定公共賃貸住宅は、町がガス会社を指定しています。 また産業振興住宅は、町がガス及び灯油会社を指定しています。

家賃のほかに共益費として2,000円が別途加算されます。

入居決定後、契約に関する手続きを行います。契約に関しては新しい住所に 変更して頂く必要があります。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅は、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として 納めていただきます。



申込み・お問い合わせは、役場建設課建築維持係までお願い致します。 電話 0158-82-2131 内線251・254